

高知大学人文社会科学部人事委員会規則

〔平成28年3月9日〕
規則第94号

最終改正 令和7年2月21日規則第67号

(趣旨)

第1条 高知大学人文社会科学部教授会規則第8条第1項の規定に基づき高知大学人文社会科学部人事委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第2項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、この規則に定める人文社会科学部教員配置の要請について円滑かつ合理的な運営を期することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、高知大学人文社会科学部教授会規則第5条第5号に規定された次の事項について審議し、その決定を教授会の議に付する。

- (1) 教員の採用及び昇任の要請に関すること。
- (2) 外国人講師の再任審査の申出に関すること。
- (3) その他教授会から委任を受けた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の委員によって構成される。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 本学部に基幹教員として配置された教授から選出された委員 9人（各コース3人）
- (4) 本学部に基幹教員として配置された准教授、講師又は助教から選出された委員 6人

(委員の選出)

第5条 委員の選出は、次の方法による。

- (1) 前条第3号の委員は、各コースにより選考し、教授会において選出する。
- (2) 前条第4号の委員は、本学部に基幹教員として配置された准教授、講師及び助教の教員が投票により選考し、教授会において選出する。
- (3) 委員になる者は、本学部着任後6か月を経ているなければならない。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員会は、第3条に規定する事項を生じた場合に、学部長がこれを招集する。

2 学部長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則施行後最初に選出される委員については、第5条第3号の規定は適用しないものとする。

附 則 (平成30年2月5日規則第43号)

この規則は、平成30年2月5日から施行する。

附 則 (令和7年2月21日規則第67号)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前から高知大学人文社会科学部人事委員会の委員に選出されている者は、この規則による改正後の高知大学人文社会科学部人事委員会規則により選出されたものとみなす。